

第2号様式(その1)(第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表(建築物)

施設の名称	主要用途			
施設の所在地	階 数			
階 別	階別用途(具体的用途)	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	地上 階・地下 階
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
(階)		m ²	m ²	m ²
合 計		m ²	m ²	m ²

		*
1 出入口	(1) 全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	適 否
	(2) 自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか	適 否
2 廊下等	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適 否
	(2) 段の構造 ・踊場を除き、手すりを設けているか ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ・段を容易に識別できる構造であるか ・つまずきにくい構造であるか ・段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか(適用除外は3の項(5)参照) ・主たる階段は、回り階段でないか	適 否
	(3) 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない廊下等の部分 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・自動車車庫に設ける廊下等の部分	適 否
	(4) 突出物は設けていないか	適 否
	(1) 踊場を除き、手すりを設けているか	適 否
	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適 否
	(3) 段を容易に識別できる構造であるか	適 否
	(4) つまずきにくい構造であるか	適 否
	(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分 ・自動車車庫に設ける踊場の部分 ・段がある部分と連続して手すりを設ける踊場の部分	適 否
	(6) 主たる階段は、回り階段でないか	適 否
4 傾斜路	(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設けているか	適 否
	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適 否
	(3) 前後の廊下等と容易に識別できるものか	適 否
	(4) 倾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか	適 否

	(適用除外) ・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・自動車車庫に設ける踊場の部分 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場の部分		
5 便所	(1) 多数の者が利用する便所であるか ア 車いす使用者用便房の構造 (ア) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか (イ) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保しているか (1,000m ² 未満の建築物にあっては、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか) イ 車いす使用者用便房を設けた便所又はその付近に、車いす使用者用便房を設けた旨を表示した標識を掲示しているか (2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に、床置式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを設けているか (3) 床面積が2,000m ² を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか (適用除外) ・母子・父子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場 ア 乳幼児用のいすを設けているか イ 乳幼児用ベッドを設けているか (4) 床面積が2,000m ² を超える児童厚生施設、老人福祉施設、障害者福祉センターその他これらに類するもの、医療施設、官公庁舎、特別支援学校、図書館等、公民館、集会場等、公益事業の店舗、銀行等の店舗、物販店、飲食店、サービス業の店舗、公共交通機関の施設、ホテル等、スポーツ施設、劇場等、展示場若しくは公衆浴場又は公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか ・人工肛門等使用者の利用に配慮した設備を設けているか (5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、当該設備がある旨を表示した標識を掲示しているか	該当	非
6 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか (2) 段がある場合の段の構造 ア 手すりを設けているか イ 段を容易に識別できる構造であるか ウ つまずきにくい構造であるか (3) 傾斜路がある場合の傾斜路の構造 ア 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合に、手すりを設けているか イ 傾斜路の存在路容易に識別することができるか (4) 排水溝に、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障がない溝ぶたを設けているか	適	否
7 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合に、適切な台数の車いす使用者用駐車施設を設けているか ・駐車台数が200台以下の場合は1/50を乗じて得た数以上、200台超の場合は1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上 (2) 車いす使用者用駐車施設の構造 ア 幅は、350cm以上であるか イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平であるか ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか エ 利用居室までの経路が可能な限り短くなる位置に設けているか	適	否

8 利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路があるか ア 道等から利用居室までの経路の1以上を利用円滑化経路としているか イ 利用居室から車いす使用者用便房までの経路の1以上を利用円滑化経路としているか ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の1以上を利用円滑化経路としているか	適	否	
	(2) 利用円滑化経路上に階段又は段を設けていないか(やむを得ず設ける場合、傾斜路又はエレベーター等を併設しているか)	適	否	
	(3) 利用円滑化経路は、可能な限り短くしているか	適	否	
9 利用円滑化経路を構成する出入口	・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することができないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることができないよう危険防止の措置を講じているか (1) 幅は、80cm以上としているか (2) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	適	否	
		適	否	
		適	否	
10 利用円滑化経路を構成する廊下等	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ・階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか(適用除外は2の項(3)参照) ・突出物は設けていないか (1) 幅は、120cm以上としているか (2) 廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか (3) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	適	否	
		適	否	
		適	否	
11 利用円滑化経路を構成する傾斜路	・勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設けているか ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ・前後の廊下等と容易に識別できるものか ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか(適用除外は4の項(4)参照) (1) 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上としているか (2) 勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。) (3) 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	適	否	
		適	否	
		適	否	
12 利用円滑化経路を構成するエレベーター等	(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーであるか(適用除外) ・床面積の合計が1,000m ² 未満の建築物で地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある場合 ・当該建築物の管理者等の介助等によって高齢者、障害者等が当該建築物を利用することができる場合 ア かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上としているか ウ かごの奥行きは、135cm以上としているか (緩和措置) ・床面積の合計が1,000m ² 未満の建築物で、かごの幅が100cm以上である場合は、奥行きを110cm以上とすることができる エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上としているか オ かご及び乗降ロビーは、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか	該当	非	

	<p>キ かご内の側板に、手すりを設けているか</p> <p>ク かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けているか</p> <p>ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか</p> <p>コ 不特定多数の者が利用する床面積の合計が2,000m²以上の建築物であるか</p> <p>(ア) かごの幅は、140cm以上であるか</p> <p>(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造であるか</p> <p>サ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー(自動車車庫に設けるものを除く。)であるか</p> <p>(ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる知らせる装置を設けているか</p> <p>(イ) かご内及び到着ロビーに設ける制御装置は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか</p> <p>(ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか</p> <p>(2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等であるか</p> <p>ア 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25m²以下のエレベーターであるか</p> <p>(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造であるか</p> <p>(イ) かごの幅は70cm以上、かごの奥行きは120cm以上であるか</p> <p>(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かごの床面積を十分に確保しているか</p> <p>イ 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたエスカレーターであるか</p> <p>・平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定する構造であるか</p> <p>(3) 利用円滑化の措置がどられたエレベーター等の付近に、その旨を表示した標識を掲示しているか</p>	適	否	
13 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	<p>・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか</p> <p>・排水溝に、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障がない溝ぶたを設けているか</p> <p>(1) 幅は、120cm以上としているか</p> <p>(2) 敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか</p> <p>(3) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか</p> <p>(4) 傾斜路であるか</p> <p>・勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか</p> <p>・傾斜路の存在を容易に識別することができるか</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上としているか</p> <p>イ 勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。)</p> <p>ウ 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p>	適	否	
14 案内設備	<p>(1) 案内板を設けているか</p> <p>ア 案内板は、大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるか</p> <p>イ 案内板には、必要に応じて外国語を併記しているか</p> <p>ウ 案内板には、利用円滑化の措置がどられたエレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を表示しているか</p> <p>(適用除外)</p> <p>・当該エレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を容易に視認出来る場</p> <p>・案内所を設ける場合</p>	該当	非	

	(2) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地であるか	該当	非
	・利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は授乳場所の配置を点字その他の方により示す設備を設けているか (適用除外) ・案内所を設ける場合	適	否
	(3) 案内所を設けているか(該当する場合(1)及び(2)の記入不要)	該当	非
	(4) 公共交通機関の施設である場合、公共車両等及び航空機の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けているか(電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合を除く。)	適	否
15 案内設備までの経路	(1) 14(2)の案内設備又は14(3)の案内所までの不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する経路のうち1以上を視覚障害者利用円滑化経路としているか (適用除外) ・当該経路が自動車車庫に設けられるもの ・建築物の管理者が常時勤務する場所から出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者利用円滑化経路に適合する場合	該当	非
	(2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造		
	ア 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声誘導設備等を設けているか(風除室内を除く)	適	否
	イ 点状ブロック等の設置部分	該当	非
	(ア) 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	適	否
	(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等	適	否
16 客席	(1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等(遊技場を除く。)で、かつ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか	適	否
	(2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けているか	適	否
	(3) (1)の区画は、車いす使用者1人について、幅90cm以上、かつ、奥行き120cm以上としているか	適	否
	(4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の構造		
	ア 幅は、120cm以上としているか	適	否
	イ 高低差がある場合の傾斜路の構造		
	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
	・幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上としているか	適	否
	・勾配は、1/12以下としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。)	適	否
	・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	適	否
	(5) 床面積の合計が2,000m ² 以上の劇場等で、固定式の客席を設ける場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか	適	否
17 客室	(1) ホテル等で25を超える客室がある場合、車いす使用者用客室を1以上設けているか	適	否
	(2) 車いす使用者用客室の構造		
	ア 客室の出入口の構造		
	・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	適	否
	・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがによる危険防止の措置を	適	否

	<p>講じているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅は、80cm以上としているか ・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか 	適	否	
	イ 非常呼出し設備を設けているか	適	否	
	ウ 車いす使用者用客室のある階に車いす使用者用便房がない場合	該当	非	
	(ア) 便所の構造			
	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか ・車いす使用者が利用できる空間を確保した便房を設けているか 	適	否	
	(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の構造			
	<ul style="list-style-type: none"> ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突するがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがによる危険防止の措置を講じているか ・幅は、80cm以上としているか ・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか 	適	否	
	エ 車いす使用者用客室のある建築物に車いす使用者用浴室等が設けられていない場合	該当	非	
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか 	適	否	
	(ア) 1以上の出入口の構造			
	<ul style="list-style-type: none"> ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突するがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがによる危険防止の措置を講じているか ・幅は、80cm以上としているか ・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか 	適	否	
18 浴室等	(1) ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場で多数の者が利用する浴室等を設ける場合、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を車いす使用者用浴室等としているか	適	否	
	(2) 車いす使用者用浴室等の構造			
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	適	否	
	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか	適	否	
	ウ 1以上の出入口の構造			
	<ul style="list-style-type: none"> ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突するがないよう危険防止の措置を講じているか ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがによる危険防止の措置を講じているか ・幅は、80cm以上としているか ・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか 	適	否	
	エ 非常呼出し設備を設けているか	適	否	
19 授乳場所	医療施設、教育文化施設(学校等を除く。)、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000m ² 以上のもの又は母子・父子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児ベッドその他の設備を設けているか	適	否	
20 受付カウンター等	受付カウンター等を設けているか 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を1以上設けているか(受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合を除く。)	該当 適	非 否	
21 公衆電話台	公衆電話を設置しているか 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けているか	該当 適	非 否	
22 緊急時の	集会場等、ホテル等又は劇場等であるか	該当	非	

避難設備	(1) 自動火災報知設備を設けているか ・その場合、聴覚障害者及び視覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか	該当	非	
	(2) 防火戸にくぐり戸を設けているか ア 幅は、80cm以上としているか	該当	非	
	イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとしているか	適	否	
		適	否	

備考 1 各項目について、該当するものを○で囲んでください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。